

平成30年度

定期監査報告書

おいらせ町監査委員

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1. 監査の期間

平成30年11月28日から平成30年11月29日まで

2. 監査の対象

平成30年4月1日から9月30日までの完了事業等のほか、状況把握が必要と思われる事業についても監査対象とした。

3. 監査の目的及び着眼点

町の財務に関する事務の執行が法令や条例等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4. 監査の方法

上記「2. 監査の対象」について、対象となる37件の事業から20件を抽出し、事前に提出された資料に基づき、関係書類の確認や関係職員の説明を求め、事務執行に対する監査を実施した。そのうち9件については現物検証、現場検証を併せて実施した。

監査対象とした案件

《事務監査》

◆11月28日（水）本庁舎2階 監査室（1日目）

監査時間	担当課	対象件名
10:00～10:15	総務課	・公用車購入（軽自動車）
10:15～10:25	まちづくり防災課	・消防資機材（消防ホース）購入
10:25～11:00	税務課	・標準宅地時点修正業務 ・町税等徴収状況
11:05～11:35	地域整備課	・鶉久保地区15号支線外工事 ・公共下水道事業徴収状況 ・農業集落排水事業徴収状況 ・町営住宅使用料徴収状況
11:35～11:45	町民課 子育て支援室	・保育料徴収状況
11:45～11:55	企画財政課	・給食管理システムWizLife連携に伴うシステム改修業務委託
13:30～14:30	会計課	・各種基金及び有価証券等の管理状況について

◆11月29日（木）分庁舎2階 201会議室（2日目）

監査時間	担当課	対象件名
9:55～10:15	分庁サービス課	・下田公園野球場ラバーフェンス塗装工事
10:15～10:30	環境保健課	・町営霊園緑地管理業務 ・霊園管理事業徴収状況
10:35～11:05	学務課	・学校グラウンド整地業務委託 ・奨学資金事業徴収状況 ・学校給食事業徴収状況

監査時間	担当課	対象件名
11:05～11:30	おいらせ病院	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上配水管修繕 ・散薬外用棚購入 ・医療費徴収状況

《現地監査》

◆11月29日（木）

監査時間	担当課	対象件名
11:30～11:40	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車購入（軽自動車） （分庁舎第2駐車場）
13:20～13:30	おいらせ病院	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上配水管修繕 ・散薬外用棚購入
13:35～13:45	まちづくり防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防資機材（消防ホース）購入 （百石第1分団屯所）
13:50～14:05	学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校グラウンド整地業務委託 （百石中学校グラウンド）
14:15～14:30	分庁サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・下田公園野球場ラバーフェンス塗装工事
14:35～14:40	環境保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・町営霊園緑地管理業務
15:15～15:30	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・鶉久保地区15号支線外工事

第2 監査の結果

監査の結果、町の財務に関する事務事業の執行について、現行の条例、諸規定に従って執行され、概ね適正に行われているものと認められた。主な監査の結果と所見については次のとおりである。

1. 契約事務について

工事関係3件、業務委託4件、物品購入3件、計10件のそれぞれの契約事務について、入札の状況、業務の内容等について監査した。その結果、関係書類も整っており、適正であると認めた。

2. 有価証券、基金等の管理について

特になし。

適正に処理されていると認めた。

3. 町税等の収納状況について

平成30年9月末現在における町税、公共下水道事業及び農業集落排水事業の負担金・分担金・使用料、町営住宅使用料、保育料、奨学資金貸付金、学校給食費、霊園使用料及び病院医療費の徴収状況について、それぞれ担当課に説明を求めた。

町税及び税外債権の全般的な意見として、赤色や黄色の封筒を使い未納者の目に留まるようにするなど、いかにして徴収率を上げるか、それぞれ努力されていることが伺われた。

また、債権管理条例を根拠に不納欠損処理による長期債権の整理や滞納者への法的措置が具現化されていることは徴収率の向上、そしてアナウンス効果は抑止力としての効果が徐々にではあるが出始めている。

しかしながら、まだまだ滞納額も多く、不納欠損処理による損失も大きいことから、税等の公平負担、受益者負担の観点からも、今後とも悪質なものについては厳しい対応で臨んでいただくよう、より一層の努力を求めるものである。

1) 町税等の収納状況

		平成30年9月末			前年9月末 収納率	比較 収納率
		調 定 額	収入済額	収納率		
町 民 税		1,242,052	559,843	45.1%	45.4%	△0.3%
個人	現年分	1,100,439	464,749	42.2%	43.0%	△0.8%
	滞繰分	52,882	8,783	16.6%	17.0%	△0.4%
法人	現年分	87,688	86,192	98.3%	98.0%	0.3%
	滞繰分	1,043	119	11.4%	35.4%	△24.0%

	平成 30 年 9 月 末			前年 9 月 末 収納率	比較 収納率
	調 定 額	収入済額	収納率		
固 定 資 産 税	12,948,788	856,270	66.1%	65.7%	0.4%
現 年 分	1,162,294	840,703	72.4%	72.1%	0.3%
滞 繰 分	128,253	10,326	8.1%	7.2%	0.9%
交 付 金	5,241	5,241	100.0%	100.0%	0.0%
軽 自 動 車 税	81,989	75,932	92.6%	89.9%	2.7%
現 年 分	78,990	75,347	95.4%	94.8%	0.6%
滞 繰 分	2,999	585	19.5%	12.5%	7.0%
た ば こ 税	96,884	96,876	100.0%	100.0%	0.0%
土 地 保 有 税	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
町税 計	2,715,713	1,588,920	58.5%	58.5%	0.0%
国 民 健 康 保 険 税	783,220	276,395	35.3%	33.6%	1.7%
現 年 分	563,911	238,915	42.4%	41.1%	1.3%
滞 繰 分	219,310	37,480	17.1%	16.6%	0.5%
介 護 保 険 料	513,998	260,075	50.6%	47.8%	2.8%
現 年 分	502,603	257,715	51.3%	48.5%	2.8%
滞 繰 分	11,395	2,360	20.7%	18.6%	2.1%
後 期 高 齢 者 保 険 料	117,854	62,477	53.0%	52.1%	0.9%
現 年 分	116,943	62,271	53.2%	52.2%	1.0%
滞 繰 分	911	206	22.6%	36.2%	△13.6%
総 計	4,130,785	2,187,866	53.0%	51.8%	1.2%

2) 使用料・負担金等の収納状況

		平成 30 年 9 月 末			前年 9 月 末 収納率	比較 収納率
		調定額	収入済額	収納率		
保 育 料		10,988	3,800	34.6%	41.2%	△6.6%
学 校 給 食 費		111,376	46,232	41.5%	40.7%	0.8%
霊 園 管 理 料		997	973	97.5%	97.5%	0.0%
町 営 住 宅 使 用 料		73,726	26,207	35.5%	33.4%	2.1%
奨 学 資 金 貸 付 金		16,733	6,142	36.7%	42.0%	△5.3%
下 水 道	受益者分担金	384	294	76.6%	85.4%	△8.8%
	受益者負担金	3,158	2,378	75.3%	78.7%	△3.4%
	使 用 料	75,204	66,986	89.1%	92.1%	△3.0%
農 排	受益者分担金	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	使 用 料	15,913	13,738	86.3%	87.5%	△1.2%
病 院 医 療 費		359,808	355,565	98.8%	99.0%	△0.2%

- 保育料は昨年度、大口滞納者の一括納付により収納率が高くなっており、そのため今年度は前年同時期と比較して6.6%低下している。
- 学校給食費は、今年度から公会計に一本化されており、滞納者に対する分納者への定期的な連絡、児童手当の充当や法的手続きの効果もあり、前年同時期よりやや改善している。
- 町営住宅使用料は、前年同時期と比較して2.1%の上昇となっており、今後も引き続き収納に努めていただきたい。
- 奨学資金貸付金は、新規滞納者（29年度分のみ）が完納したため、滞納繰越分の収納率は上昇したが、現年分の収納率が減少したため、全体的に5.3%低下した。
- 公共下水道事業の受益者分担金は収入済額の減、受益者負担金は調定額の増と収入済額の減、使用料も現年分調定額の増と現年分収入済額の減により、前年同時期と比較して収納率が低下している。
- 農業集落排水事業の使用料は収入済額の減により、前年同時期と比較して収納率が低下している。
- 病院医療費は、現年分は複数月にわたる入院費の滞納者の存在、滞納繰越分は分割納付を約束しているにも関わらず不履行のため、前年同時期と比較して収納率がやや低下した。

4. 各事業の取組み状況について

特になし。

適正に処理されていると認めた。

5. 特記事項

職員の公用車使用時の事故により損害賠償を行う事例があるが、衝突被害軽減システムやドライブレコーダーが搭載された公用車へ更新することは、安全運転の喚起や管理者としての事故防止対策として有効な方法のひとつである。

したがって、今後も同様の機能・装備を有した車両への更新を進め、公有財産である公用車の適切な管理に努めていただきたい。